

○ 所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、<u>第二号及び第四号から第六号まで</u>に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、<u>第三号</u>に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の效果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。</p> <p>二 <u>最高税率の水準を含む所得税の税率構造全体の在り方について、税負担の累増感の解消を図るため、税率の累進度を緩和すること等により簡素なものとする</u>ことを含め、検討すること。</p> <p>三 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の效果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に<u>応じ当該各号に定める金額をいう。</u>)及び控除対象の範囲を含め、検討</p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、<u>第三号及び第四号</u>に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、<u>第二号</u>に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>二 [同上]</p>

すること。

四 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

五 相続税について、格差の固定化を防止する観点から、課税標準とされるべきものの範囲、税率構造等の更なる見直しを行うこと。

六 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

三 〔同上〕

〔新設〕

四 〔同上〕